

令和3年8月27日

令和3年 第3回杵築市議会定例会

# 提出議案説明書



令和3年第3回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとこと挨拶を申し上げます。

国内の新型コロナウイルス感染者が、8月6日に累計で100万人を超え、現在も収束が見えず、急拡大しています。

これは、感染力の強いデルタ株の影響によるもので、県内でも、デルタ株に置き換わりが進むことで、感染経路不明者が増加し、市中感染が広がっています。

市内でも、8月7日から10日間連続で感染者が確認されました。これまで以上に警戒感を高め、感染対策をより一層徹底してください。

県では、8月16日から「不要不急の外出の自粛」や、「飲食店に対し、夜9時までの営業」、少しでも体調に異変を感じた場合は、躊躇することなく、医療機関に相談するようお願いしているところです。

一方、市内のワクチン接種率の状況ですが、8月18日現在、1回目を終えた方が46%、2回目を終えた方が、35%となっています。なお、65歳以上の方につきましては、2回目の接種を終えた方が、87%となっています。

ワクチンは、2回目の接種から6か月間、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、その有効性は確実に認められています。

大分県の新規感染者の年齢構成の推移を見ても、高齢者へのワクチン接種が進むにつれて、60歳以上の年代の感染率は減少し、8月1日から8月19日までの60歳以上の年代の新規感染者の割合は9%という結果が示されています。ワクチン接種による発症予防効果があることが、県の新規感染者の年齢構成の推移からも確認することができます。

現在、市では64歳以下の方々へのワクチン接種を進めています。

8月の予約枠は、ほぼ上限に達していますが、9月以降の予約については、まだ余裕があります。

現役世代や若年層の方々にも、ワクチンに対する正しい知識をもつていただき、ご自身や大切な方を守るために、積極的な接種をお願いします。

さて、8月1日にJR九州杵築駅の列車到着メロディを「おかえりの唄」に変更することを記念して、お披露目式典を開催いたしました。

式典当日は、楽曲提供していただきました南こうせつさんご本人をはじめ、九州旅客鉄道株式会社関係者の皆様、杵築高校吹奏楽部や合唱隊の皆様、イメージビデオの出演者の皆様など多くの関係者のご臨席を賜り、開催することができました。

この「おかえりの唄」到着メロディですが、JRを利用される市民の皆様のみならず、市外・県外の皆様にも心がほっこりして元気になるメロディに仕上がっています。杵築駅をご利用の際には、ぜひ到着メロディーに耳を傾けてみてください。

また、式典当日の8月1日から、市内40か所の屋外スピーカーから夕方に放送するミュージックチャイムを「おかえりの唄」に変更させていただきました。こちらも多くの市民の皆様にご聞いていただき、ふるさと「杵築」の唄として口ずさんでいただければ幸いです。

今後も、この「おかえりの唄」が、市民の皆様にご愛される曲となるよう、また、歌詞の中にあるように、この杵築のまちが「若者の笑顔がきらりと光る」、「夢がはばたく」、「愛のまち」になるよう取り組んでまいります。

さて、令和2年度の決算認定の議案を、今定例会に提出させていただきました。一般会計の決算は、翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支で4億800万円の黒字を確保し、経常収支比率も94.4%と大幅に改善することができました。これは、昨年8月に策定した「

第4次行財政改革大綱」の取組に、市民の皆様から、ご理解とご協力をいただいたおかげです。心から感謝申し上げます。

しかし、コロナ禍による税収減や突発的な支出など、本市の行財政を取り巻く環境は不透明であります。市民の皆様や地域にとって真に必要なサービスは実施しつつ、長期的に安定した健全な財政運営に向け、適切に対応してまいります。

それでは、今定例会に提出いたしました諸議案等について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第55号から議案第64号までの、令和2年度杵築市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計歳入歳出決算について、説明を申し上げます。

まず、議案第55号 令和2年度杵築市一般会計歳入歳出決算について、説明を申し上げます。

歳入総額255億8,410万4,928円に対して、歳出総額は250億6,573万5,670円で、翌年度への繰越財源1億1,013万6千円を差し引いた実質収支額は、4億823万3,258円の黒字となっています。

決算の概要を歳入から申し上げますと、歳入総額では前年度比13.3%増、29億9,822万円の増額となっています。歳入のうち、市税については、31億146万7千円で、前年度比1,809万8千円、0.6%の減額となりました。地方交付税については、67億8,825万9千円で、前年度比9,289万3千円、1.4%の増額となりました。国庫支出金については、63億759万8千円で、前年度比29億9,790万7千円、90.6%の増額となりました。これは、特別定額給付金給付事業費補助金が28億5,810万円増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が6億8,2

10万9千円増額となったことなどが主な要因です。県支出金については、16億9,405万8千円で、前年度比4億9,687万5千円、22.7%の減額となりました。これは、活力あふれる園芸産地整備事業補助金が1億6,599万2千円の減額、沿岸漁業経営構造改善事業費補助金が1億5,421万2千円の減額となったことが主な要因です。寄附金については、7億1,730万8千円で、前年度比2億9,515万7千円、69.9%の増額となりました。ふるさと杵築応援寄附金につきましては、2億7,476万6千円の大幅な増額となりました。繰入金については、30億9,393万6千円で、前年度比15億6,427万4千円、102.3%の増額となりました。これは、地方債の繰上償還に係る減債基金繰入金15億1,900万円によるものです。市債については、18億7,049万8千円で、前年度比12億7,344万6千円、40.5%の減額となりました。これは、投資的経費の減額に伴う地方債の借入額が減少したことによるものです。

次に、歳出について申し上げます。歳出総額では、前年度比30億3,066万3千円、13.8%の増額となっています。これは、特別定額給付金給付事業など新型コロナウイルス感染症対策事業と地方債の繰上償還経費の増額が主な要因です。続いて、歳出を性質別に説明を申し上げますが、性質別経費では、一般会計とケーブルテレビ事業特別会計を合算した普通会計ベースで説明を申し上げます。人件費については、28億779万3千円で、前年度比1億8,487万3千円、6.2%の減額となりました。扶助費については、36億1,331万2千円で、前年度比7,491万8千円、2.1%の増額となっています。これは、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業と子育て世帯臨時特別給付金支給事業が増となったことによるものです。公債費については、49億362万3千円で、前年度比25億2,832万円、106.4%の増額となっています。これは、繰上償還を2

5億6,034万9千円したことによるものです。物件費については、30億1,003万6千円で、前年度比2億3,422万円、8.4%の増額となっています。積立金については、11億3,956万9千円で、前年度比3億4,782万6千円、43.9%の増額となっています。これは、昨年に引き続き、ふるさと寄附金特産品贈答事業の増によるものです。繰出金については、17億7,539万1千円で、前年度比5億1,105万4千円、22.4%の減額となっています。これは、地方公営企業法の適用に伴い公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の特別会計繰出金と、簡易水道事業が水道事業に統合したことに伴い簡易水道事業特別会計繰出金がそれぞれなくなったことが主な要因です。普通建設事業費については、37億555万5千円で、前年度比18億4,254万3千円、33.2%の減額となっています。これは、杵築中学校改築事業、学校給食センター改築事業、活力あふれる園芸産地整備事業、沿岸漁業経営構造改善事業など投資的経費の減額が主な要因です。

以上、一般会計及び普通会計の決算について、その概要を申し上げましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度比6.5ポイント減の94.4%となりました。これは、「緊急財政対策」の削減効果と、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。今後も、持続可能な財政構造の確立に向け、未来戦略推進プランに掲げた取組や目標を、スピード感をもって、着実に推進しなければなりません。

また、財政の健全化判断比率では、実質赤字比率等全指標で基準をクリアしており、公営企業の資金不足比率についても問題はありません。また、実質公債費比率、将来負担比率については、前年度数値から改善しており、引き続き全会計にわたる財政健全化に努めてまいります。

次に、議案第56号 令和2年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額17億7,243万4,294円に対して、歳出総額は17億3,496万9,991円で、実質収支額は3,746万4,303円の黒字となっています。

次に、議案第57号 令和2年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額38億443万8,971円に対して、歳出総額は37億1,128万3,760円で、実質収支額は9,315万5,211円の黒字となっています。

次に、議案第58号 令和2年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額4億494万8,978円に対して、歳出総額4億447万7,978円で、実質収支額は47万1千円の黒字となっています。

次に、議案第59号 令和2年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額39億1,232万4,597円に対して、歳出総額38億3,466万4,528円で、実質収支額は7,766万69円の黒字となっています。

次に、議案第60号 令和2年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、歳入歳出総額ともに1億9,290万6,855円で、実質収支額は0円となっています。

次に、議案第61号 令和2年度杵築市水道事業会計決算ですが、損益計算による収益及び費用については、水道事業収益4億4,534万6,732円に対して、水道事業費用は4億2,883万6,239円で、当年度経常利益は1,651万493円となり、これに特



別損益を合算した当年度純利益は2, 345万8, 312円となりました。

資本的収入及び支出については、収入額1億7, 057万9, 120円に対して、支出額は3億1, 131万9, 933円で、不足する額は、簡易水道からの引継補填財源、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補填いたしました。

資本的支出のうち建設改良費については、水道管路情報管理システム導入委託業務等を行い、6, 076万5千円を翌年度へ財源繰越いたしました。

次に、議案第62号 令和2年度杵築市工業用水道事業会計決算ですが、損益計算による収益及び費用については、工業用水道事業収益2, 087万6, 670円に対して、工業用水道事業費用は1, 241万6, 078円で、当年度経常利益、当年度純利益ともに846万592円となりました。

資本的収入及び支出については、収入額0円に対して、支出額は1, 422万4, 657円で、不足する額は、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、議案第63号 令和2年度杵築市下水道事業会計決算ですが、損益計算による収益及び費用については、下水道事業収益6億1, 821万392円に対して、下水道事業費用は6億1, 959万8, 441円で、当年度経常損失は138万8, 049円となり、これに特別損益を合算した当年度純利益は147万4, 234円となりました。

資本的収入及び支出については、収入額4億3, 253万3, 757円に対して、支出額は6億7, 349万8, 636円で、不足する額は、引継金、引継未収金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分

消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

資本的支出のうち建設改良費については、ストックマネジメント対策実施業務等を行い、2,550万円を翌年度へ財源繰越いたしました。

最後に、議案第64号 令和2年度杵築市立山香病院事業会計決算ですが、損益計算による収益及び費用については、病院事業収益30億2,620万525円に対して、病院事業費用は28億1,755万1,771円で、当年度経常利益は2億864万8,754円の黒字決算となりました。これに特別損益を合算した当年度純利益は1億8,041万7,167円となりました。

資本的収入及び支出については、収入額2億7,395万9千円に対して、支出額は3億4,899万2,556円で、不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和2年度各会計決算の状況について、説明を申し上げます。

続きまして、議案第65号から議案第72号までの、令和3年度各会計補正予算について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第65号 令和3年度杵築市一般会計補正予算（第5号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度決算に伴う繰越金の一部を計上したほか議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費において、2億5,162万5千円を追加補正し、補正後の予算総額を179億6,806万円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、積立金として、前年度決算剰余金処分等に伴い財政調整基金積立金2億500万円、水道事業会計と下水道事業会計から一般会計に人事異動があった6人分の退職手当負担金を職員退職手当基金へ積立てるため226万8千円を計上いたしました。大分県及び県内市町村共同で実施するインターネット等セキュリティ対策の次期システムへの移行経費負担金82万9千円、ケーブルテレビの令和2年度分生活保護等使用料減免分、障がい者、独居高齢者減額分を一般会計から補填するケーブルテレビ事業特別会計繰出金409万6千円、地域の自主防犯活動に取り組む2団体が、防犯カメラを5か所、13台設置することに対し助成する経費40万4千円、マイナンバーカードの交付件数の増加を図るため、出張申請拡充のための会計年度任用職員雇用等に要する経費365万2千円を計上しました。

民生費では、令和2年度補助事業の精算に伴う国庫返還金等を計上いたしました。また、児童の保護者が疾病等により一時的に養育することが困難になった場合、施設で養育、保護を行う経費78万1千円、子ども園の延長保育実施日数増による事業費の増額に要する経費93万7千円、障がい児保育の利用者増に要する経費60万円を計上しました。

衛生費では、コロナ禍により空き缶等の資源ゴミが増えたため、ストックヤード内に仕切り板を設置する経費15万7千円、指定ごみ袋の販売代金から必要経費を控除した残額を環境対策基金に積立する経費476万5千円を計上いたしました。

農林水産業費では、分娩監視・発情発見システムの導入に助成する経費19万9千円、鍋倉、石山ダムパイプラインの改修工事費430万1千円、多面的機能支払交付金事業で、令和3年度から新たに広域組織を立ち上げる山香地域広域協定に対し、運営に必要な事務経費の不足額を補助する経費162万5千円、乾しいたけ生産に参入して5年未満の就業者が行う生産施設・生産資材等の整備に対して補助する

経費 20 万 4 千円、プレジャーボート係留使用料徴収業務時間の増加等による委託料の増額 47 万円を計上しました。また、国庫補助不採択や県補助の組替えによる予算組替等で、次代へ繋ぐ園芸産地整備事業補助金を 7,943 万 2 千円減額しました。

商工費では、ふるさと納税やオンラインショップ等で提供可能な商品の開発や既存商品の改良、増産にかかる経費の一部に対する助成として 14 万 6 千円、半島振興広域連携促進事業として、「城下町杵築散策とひいな（雛）めぐり」を日出町と連携し開催する経費 140 万円、市から休館要請したきつき衆楽観に対する営業補償費 135 万 8 千円を計上しました。

土木費では、昭和 41 年から昭和 49 年までに建設又は塗装された鋼橋に、ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有塗料を使用している可能性があるため、塗膜成分調査を行う経費 675 万 4 千円、谷川都市下水路の部分的な老朽化により、今後崩落する恐れがあるため延長 120.8m の補強コンクリート工事を行う経費 1,578 万 5 千円、下水道事業会計の修繕料、過年度消費税修正申告等の不足額を補填する補助金等 1,049 万 6 千円を計上しました。

消防費では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を受けた地域に対し、その必要な情報を周知するため、23 の行政区、27 か所の土砂災害ハザードマップ作成業務と、水防法に基づき、県が高潮浸水想定区域等を定めたことにより、浸水想定区域及び浸水継続時間等を記載した、沿岸部に位置する 43 の行政区の高潮ハザードマップ作成業務に要する経費 711 万 7 千円を計上しました。

教育費では、立石地区集会所の外構フェンスが老朽化していることから、その取替工事 93 万 7 千円、谷川都市下水路維持補修工事に伴い、江戸期の石積に補強コンクリート工事を行うため、発掘調査を実施する経費 280 万円、市立図書館への来館者の増加と利便性の向上を目的として、館内に Wi-Fi ネットワークを整備し、オンライン

ツールを用いた各種イベントや司書による電子情報資源への案内を実施するとともに、ICT学習環境を提供する経費19万8千円を計上しました。

最後に、人事異動等に伴い、各款にわたって、給与等人件費を調整計上いたしました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国庫支出金、繰越金、諸収入、市債等です。

次に、議案第66号 令和3年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）については、職員2人分の人件費の調整と、令和2年度決算剰余金処分、一般会計から補填分に伴うケーブルテレビ事業基金の積立による補正が主なものです。

次に、議案第67号 令和3年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、令和2年度決算確定に伴う繰越金の基金積立や納付金、返還金の確定及び備品購入の補正が主なものです。

次に、議案第68号 令和3年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、決算に伴う調整が主なものです。

次に、議案第69号 令和3年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、令和2年度の決算確定に伴う基金積立金や国庫支出金返還金、地域密着型介護予防サービス給付費等が主なものです。

次に、議案第70号 令和3年度杵築市水道事業会計補正予算（第2号）については、企業債償還金元金と利息、企業債強制繰上償還加算金、固定資産除却損等が主なものです。

次に、議案第71号 令和3年度杵築市下水道事業会計補正予算（第1号）については、処理場機器修繕、過年度消費税修正申告、上市工区管渠枝線整備、北浜・古野マンホールポンプ更新等が主なものです。

次に、議案第72号 令和3年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第2号）については、新館空調更新工事、医療ガス設備更新工事、直流電源装置更新工事等が主なものです。

以上、令和3年度一般会計及び各特別会計補正予算について、その概要を申し上げました。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第73号 杵築市個人情報保護条例及び杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正箇所を引用している条例中の条文の所要の改正を行うものです。

次に、議案第74号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、情報公開・個人情報保護審議会委員の報酬に新たに学識経験者の日額報酬を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第75号 杵築市税条例の一部改正については、地方税

法等の一部改正に伴い、個人の市民税の均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族に関する規定や特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を延長するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第76号 杵築市税特別措置条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めるなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第77号 杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、行政不服審査法等の一部改正に伴い、審査手続における書類への押印が不要となることから、固定資産の評価に係る審査申出制度についても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第78号 杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正については、事業報告書の閲覧の対象から個人の住所等に係る記載の部分を除外することができることとするなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第79号 杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率や償還方法等を改めるため、所要の改正を行うものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第80号 財産の取得については、教育用タブレットの購入に係る契約を締結することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第81号 杵築市過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、新たに本市における過疎対策の基本的計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第82号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、上地区において公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第83号 市道の路線認定については、<sup>おかや、べいちごうせん</sup>丘野辺一号線、<sup>おかや、べにごうせん</sup>丘野辺二号線、<sup>すぎきひがししょうがっこうせん</sup>須崎東小学校支線 及び<sup>にしげしきよたせん</sup>西下司清田線の路線認定をするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案18件、条例議案7件、一般議案4件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告第14号から報告第21号までについて、説明を申



上げます。

まず、報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定については、同法第3条第1項の規定により、杵築市監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

次に、報告第15号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定については、同法第22条第1項の規定により、杵築市監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

次に、報告第16号 専決処分の報告については、本市が管理する林道で発生した物損事故の道路損害賠償責任に関する示談について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第17号 専決処分の報告については、本市職員が公務中に被った物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第18号 一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況について、報告第19号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況について及び報告第20号 株式会社きっとすきの経営状況については、それぞれ令和3年度事業計画と令和2年度決算状況等を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものです。

次に、報告第21号 放棄した債権の報告については、杵築市債権

管理条例第15条第1項の規定により権利を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

